

普通預金

平成 26 年 3 月 26 日現在

商 品 名	普通預金
販 売 対 象	法人、個人、地方公共団体、権利能力なき社団財団、など
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しできます。
利 息 (1) 適用利息 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 年 2 回 (3 月、9 月) の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	・個人の利息には 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります。
手 数 料	キャッシュカードによる払戻しあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
付 加 で き る 特 約 事 項	個人の定期預金(自動継続扱い)は「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率)
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	——
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置	< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部 (9 時～17 時、電話 0766-74-4101) にお申し出ください。 < 紛争解決措置 > 富山県弁護士会 (電話 076-421-4811) 金沢弁護士会 (電話 076-221-0242)、福井弁護士会 (電話 0776-23-5255)、東京弁護士会 (電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)